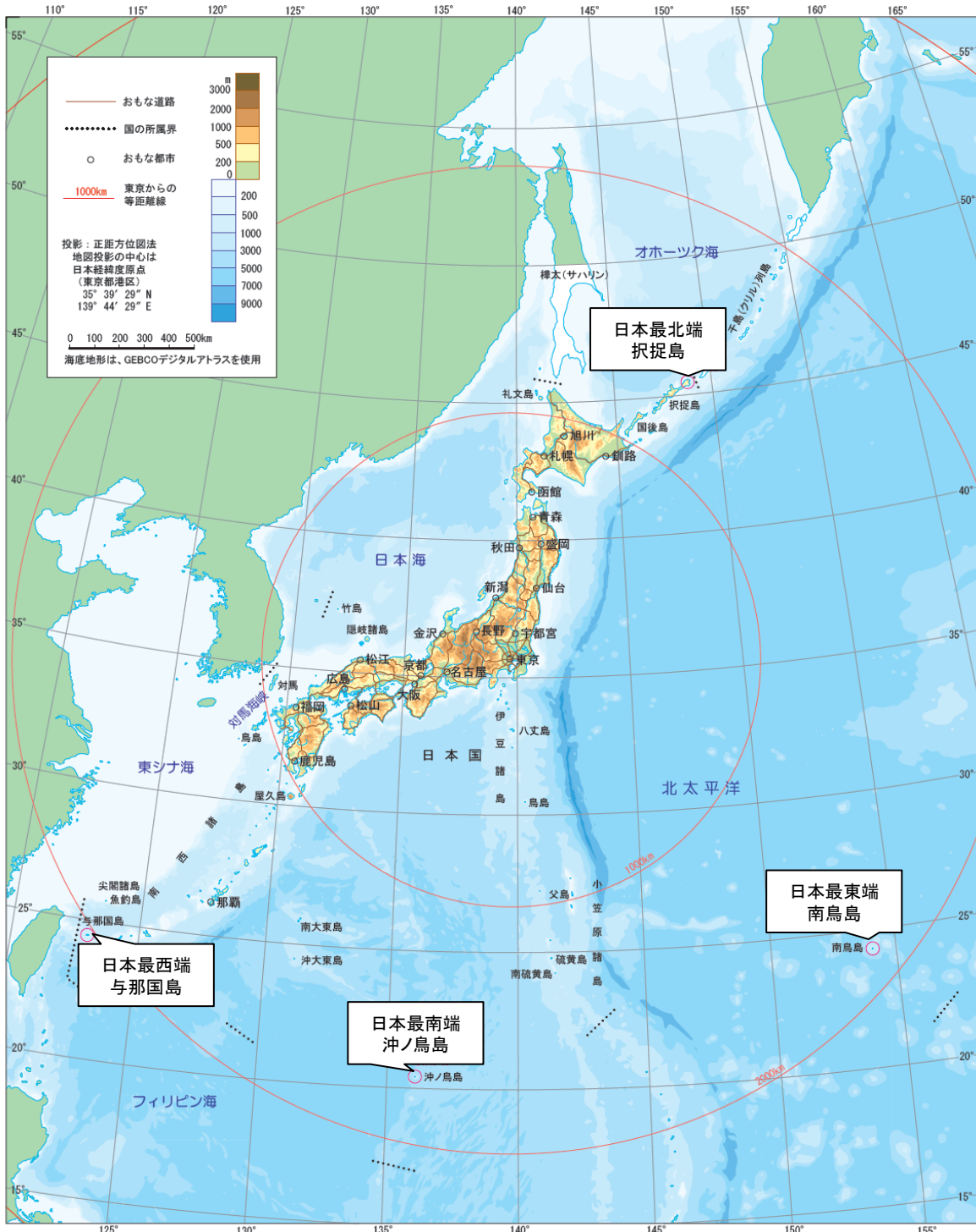


学習資料 日本の領域と北方領土の位置

(1) 日本の領域について

日本の領域と、東西南北それぞれ最も端に位置する島や、韓国、中国、ロシアなど隣接する国々との国境は、以下の図に示すとおりです。



この地図は、1/5,000,000日本とその周辺(平成22年修正)を使用して作成しました。

国土交通省国土地理院

出所)「日本全図」(出典;国土交通省国土地理院ウェブサイト)〔一部加筆〕

(2) 日本の排他的経済水域について

日本が何らかの権利を有する海域は、以下のような種類があります。

■領海

領土の沿岸から 12 海里（約 22 k m）までの海域がその国の領海です。領海と領海の上空、領海の海底及びその下にもその国の主権が及ぶこととなります。ただし、外国の船も平和や安全を害さない限り通航することができます。

■接続地域

領土の沿岸から 24 海里（約 44 k m）までの海域（領海を除く）が接続水域です。同水域では貿易や出入国管理、衛生管理など、その国の領土・領海を管理する上で必要となる規制をすることが認められています。

■排他的経済水域

領土の沿岸から 200 海里（約 370 k m）までの海域（領海を除く）とその海底及びその下が排他的経済水域です。同水域では天然資源の開発や、人工島などの構築物の設置と利用、海洋の調査や環境保護などの管轄権が認められています。



出所)「日本の領海等概念図」(出典；海上保安庁ウェブサイト)〔一部加筆〕

(3) 日露・日ソ間の国境の取り決めの変遷

これまでの日露・日ソ間の取り決めでは、北方四島は一度も外国の領土になったことのない我が国固有の領土です。

日魯通好条約〔安政元（1855）年〕



日本とロシアは、これまでに平和的に確立されていた択捉島と得撫（ウリップ）島の上に、初めて両国の国境を確定した。

樺太千島交換条約〔明治8（1875）年〕



日本は、ロシアから千島列島を譲り受ける代わりに、樺太（サハリン）全島を放棄した。千島列島は得撫（ウリップ）島以北の18の島で、北方四島は含まれていない。

ポーツマス条約〔明治38（1905）年〕



日露戦争後のポーツマス条約により、日本はロシアから南樺太（南サハリン）を譲り受けた。

サンフランシスコ平和条約〔昭和 26（1951）年〕



日本は、千島列島と南樺太（南サハリン）を放棄したが、千島列島には北方四島は含まれていない。また、ソ連はこの条約に調印しなかった。

出所)「国際法からみた北方領土」(出典；独立行政法人北方領土問題対策協会「北方領土パンフレット」)
より作成